

議案第 1 1 9 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の6.96」に改める。

第3条の2中「100分の2.6」を「100分の2.67」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「14,300円」を「41,300円」に改める。

第5条の2中「11,000円」を「16,000円」に改める。

第5条の3を削る。

第6条中「100分の1.5」を「100分の2.41」に改める。

第7条中「11,000円」を「17,000円」に改める。

第19条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「10,010円」を「28,910円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「7,700円」を「11,200円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「7,700円」を「11,900円」に改め、同号エを同号ウとし、同項第2号ア中「7,150円」を「20,650円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,500円」を「8,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「5,500円」を「8,500円」に改め、同号エを同号ウとし、同項第3号ア中「2,860円」を「8,260円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「2,200円」を「3,200円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「2,200円」を「3,400円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2項第1号ア中「2,145円」を「6,195円」に改め、同号イ中「3,575

円」を「10,325円」に改め、同号ウ中「5,720円」を「16,520円」に改め、同号エ中「7,150円」を「20,650円」に改め、同項第2号ア中「前項第1号ウ」を「前項第1号イ」に、「1,650円」を「2,400円」に改め、同号イ中「前項第2号ウ」を「前項第2号イ」に、「2,750円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「前項第3号ウ」を「前項第3号イ」に、「4,400円」を「6,400円」に改め、同号エ中「5,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の所沢市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。